

市町村職員恩給組合から承継する恩給の取扱に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第49号

市町村職員恩給組合から承継する恩給の取扱に関する規則を廃止する規則

市町村職員恩給組合から承継する恩給の取扱に関する規則（昭和30年名古屋市規則第30号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。